

特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について

1. 再検討の背景

特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第2項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされている。令和9年4月で前回の再検討による変更（令和6年4月施行）から3年を迎えることから、指針の再検討を行う。

2. 特定個人情報保護評価制度の課題

特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）の実施状況を踏まえて、P D C Aサイクルにより指針の改善を図っていく観点から保護評価制度を見直すと、以下の課題が挙げられる。

- ① 特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）には、難解で分量が多いものもあるが、国民・住民への説明と信頼性確保を的確に図っていくために、本質的なリスク対策をより分かりやすくすることはできないか。
- ② 評価書の作成・公表の過程で行われる第三者点検や意見聴取手続は、作業負担と期間を要するものの、これにより評価書の修正がほとんど行われていないことが実情であるが、人的資源の不足（組織体制の整備、有識者の確保の困難性）への対策とマイナンバーの利活用をためらう事態の解消を図っていくために、透明性を確保しつつ手続の簡素化を図ることはできないか。

3. 対応方針（案）

前述の課題は全ての評価実施機関に共通するものであるが、特に上記②については人手不足に直面する地方公共団体において顕著であることから、まずは地方公共団体の保護評価について、以下の三つの改善策を検討することとしたい。

(1) リスクベースアプローチによる評価書の記載内容の重点化

ア 問題意識

- ・ 国民・住民に対して、本質的なリスク対策をより分かりやすく説明するため、例えば、ほかの情報セキュリティ制度（政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等）を活用するなどして、リスクベースアプローチでの評価に重点化してはどうか。
- ・ リスク対策を確保しつつ、評価実施機関の負担軽減とマイナンバーの利活用推進を図るため、保護評価の再実施が必要な場合をより明確化してはどうか（再実施の要否の判断が難しく、念のために再実施を行うこととなるケースがあり、評価実施機関の負担が重いとの意見もある。）。

イ 改善策

- ・ 地方公共団体においては、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）に基づき情報セキュリティポリシー（基本方針）の策定が令和7年度末を期限として進められていることを踏まえ、情報セキュリティポリシー（基本方針・対策基準）の作成・公表により全庁的に一定のリスク対策を講じていることが担保されることから、一般的なリスク対策の項目については評価書の詳細な記載を省略等できるものとし、評価書には評価対象事務に関する特有のリスク対策に重点化した記載とすることで足りるものとする。
- ・ 評価書の記載内容の変更に当たり、当該変更が情報セキュリティポリシーにおいて担保されるリスク対策の範囲内であれば「重要な変更」に該当せず保護評価の再実施が不要であることを明確にする。

(2) 保護評価手続（第三者点検・意見聴取手続）の効率化・迅速化

ア 問題意識

- ・ 意見聴取手続は、作業負担と期間を要するものの、これにより評価書の修正がほとんど行われていないことが実情であるため、第三者点検の充実を図ることをもって、透明性を確保しつつ手続の簡素化を図れないか。これにより、人的資源の不足への対策とマイナンバーの利活用をためらう事態の解消を実現できるのではないか。
- ・ 第三者点検については、審査員の確保が困難との意見があるため、その充実を図るための支援策を検討してはどうか。

イ 改善策

- ・ 地方公共団体における意見聴取手続を、各機関の実情に応じ（第三者点検に加えて）選択的に実施できる手続として位置付ける。意見聴取手続を実施しない場合でも、例えば、第三者点検の実施状況に関する資料を公表

することをもって透明性を確保することが考えられる。

- ・ 第三者点検の外部委託等、審議会形式以外の実施形態（実例あり）を参考情報として提供し、効果的な第三者点検の実施を支援する。
- ・ 審査員確保支援（有識者リストの作成等）、審査員に求められる知見の明示、過去の審査実績を踏まえたポイント解説等を通じて第三者点検の充実を支援する。
- ・ なお、意見聴取手続を任意とする場合、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）に対する法制的な影響を見極める必要がある。

（3）過去の事例の蓄積を踏まえた保護評価の手続に関する資料の充実

ア 問題意識

- ・ 特に人口規模の大きい地方公共団体において緊急性の高い給付事業を迅速に実施する必要が生じたケースでは、保護評価に要する時間的制約がマイナンバー利活用の障壁となる場合があり得るところ、保護評価の実施手続に即した資料（過去の事例ベース）を作成・公表することで、評価実施機関における理解を増進し、手続の迅速化を図ることとしてはどうか。

イ 改善策

- ・ 特定個人情報保護評価指針の解説（平成 26 年 4 月 20 日付特定個人情報保護委員会）にこれまで蓄積した事例を追記するとともに、逐次公開してきたマニュアル類を整理・集約するなど、評価書記載要領の更なる充実を図る。
- ・ 具体的には、特定個人情報の入手や委託、情報連携（情報提供ネットワークシステムを活用した情報のやり取り）、住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報の照会などのライフサイクルごとのリスク対策に対応した事例を列挙することが考えられる。評価実施機関は各事例を当該機関が実施しようとしている事務のリスク評価に活用し、既存の評価書の記載内容の範囲内であるか否かを判別するための参考指標とすることにより「重要な変更」への該当性を容易に判断することが可能となる。
- ・ なお、新規資料として公表する場合には、既存の公表資料とのすみ分けを整理する必要が生じる。この点、既存資料を含めたそれぞれの資料の趣旨を明確化するとともに、保護評価制度のホームページにおける広報の在り方を抜本的に見直すことにより、各資料の活用方法を分かりやすくすることが考えられる。

4. スケジュール（案）

令和8年1月	再検討の開始
令和8年12月頃	パブリックコメント開始
令和9年2月頃	パブリックコメントを踏まえた検討、改正内容の公表
令和9年4月頃	改正事項の施行

以上